

平成20年（2008年）紀北町6月定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成20年6月10日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成20年6月20日（金）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	8 番	尾上壽一
9 番	平野倭規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	紀平 勉
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	塩崎剛尚	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	平谷卓也
住 民 課 長	谷口房夫	福祉保健課長	五味 啓
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	長野季樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	喜多 健	教 育 長	小倉 肇
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿
監 査 委 員	佐野耕造		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

16番 東 澄代	17番 松永征也
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前9時 30分)

議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は21名であり、定足数に達しております。

なお、11番 入江康仁君より、所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

議長

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布いたしました議事日程表のとおりであります。

それでは、議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(議 事 日 程 朗 読)

議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第1

議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

16番 東 澄代君

17番 松永征也君

のご兩名を指名いたします。

日程第 2

議長

次に日程第 2 三浦大瀬川左岸に建設する新町道の接続に関する陳情書の撤回についてを議題といたします。

本案件については、配布いたしましたとおり、去る 6 月 12 日に提出者である三浦自治会長、中野朝生氏から取下書が提出されました。10 日開催した本会議において、すでに議題となっており、産業建設常任委員会に付託することの議決をいただいたものであります。委員会の審査中に提出者から取り下げの申出書が提出されましたので、その旨を所管委員長に通知をし、ただいまは審査を中断していただいております。会議規則第 20 条の規定により、本案件の撤回については議会の許可が必要となるものであります。

それでは、取り下げの理由について取下書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(取 下 書 朗 読)

議長

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、三浦大瀬川左岸に建設する新町道の接続に関する陳情書の撤回についてを、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、三浦大瀬川左岸に建設する新町道の接続に関する陳情書の撤回については、許可することに決定いたしました。

日程第 3

議長

次に日程第 3 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され審査を行った案件について、各委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 川端龍雄君。

総務財政常任委員長 川端龍雄議員

皆さん、おはようございます。平成20年 6 月議会定例会において、総務財政常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

去る、6 月11日、午後 1 時30分から、委員会室におきまして、委員 7 名出席、欠席 1 名のもと開催いたしました。

説明のため出席した者は、危機管理課、税務課の各課長及び職員でございました。

本委員会に付託されました案件は、

議案第36号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例と、

議案第39号 専決処分の承認を求めることについての 2 件の審査です。

それでは、審査した議案順により、経過と結果についてご報告いたします。

最初に、議案第36号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の審査を行いました。議案の15ページから17ページですが、委員から非常勤消防団員等として新しく加わる救急業務協力者、水防従事者、応急措置従事者とは、それぞれどういう人のことをいうのかとの質疑があり、課長から、救急業務協力者は、緊急隊員の要請により、救急現場で救急業務と応急手当に従事した者です。水防従事者は、水防管理団体区域内に居住する者、または水防の現場にある者で、水防管理者（町長）です。水防団長（消防団長）、または消防機関の長（消防長）からの要請により、水防業務に従事した者です。応急措置従事者は、町内に災害が発生した場合において、町内に居住する者、または災害現場で町長からの要請により、応急措置の業務に従事した者であるとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り反対討論、賛成討論もなく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第39号 専決処分の承認を求めることについての審査を行いました。

議案書の23ページから93ページですが、委員から、ふるさと納税に関する地方公共団体へ

の寄付金は全額免除されるということかとの質疑があり、課長から、所得税も当然控除があり、今回住民税からも税額控除があるとのことで、具体的にいうと寄付を4万円した場合、適用下限額5,000円を除き3万5,000円が所得税、住民税を合わせて控除されるとの答弁がありました。

また、委員から上場株式の譲渡益は、当町では前年でどれぐらいの額になるのかとの質疑があり、株式にかかるものの税額は3,103万7,000円で、配当の額が23万3,000円であるとの答弁でした。

また、委員から今回の改正で住民に対するかかわり方というのはどうなのかとの質疑があり、課長から、公的年金の特別徴収に関しては、今まで普通徴収で納めていただいていた方が、年金から特別徴収で納めていただくということで、納税の便利さや徴収の効率化を図る観点から導入されました。ふるさと納税に関しては、町内の人が他市町村へ寄付された場合は、当町の税額から控除されるのでマイナスになる。なお、地元出身者で他市町村にいる方からの寄付金は歓迎ですとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り反対討論、賛成討論もなく、採決に入り、賛成多数、よって、本案は可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議長からお願いのあった、「新たな過疎対策特別措置法の制定を求める意見書」の件についてであります。委員会での協議の結果、総務財政常任委員会で提案することに決定し、本日の日程に付議事件としていただくよう、議長に議案を提出いたしております。

以上で、総務財政常任委員会に付託された案件についての委員長報告を終わります。

議長

次に、教育民生常任委員長 松永征也君。

教育民生常任委員長 松永征也議員

皆さん、おはようございます。平成20年6月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

去る6月11日、午前9時30分から委員会室におきまして、委員7名のうち1名欠席、委員6名出席のもとで開催をいたしました。

説明のため出席した者は、住民課長及び職員の出席がありました。

委員会に付託されました案件は、

議案第34号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例、及び

議案第35号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、並びに

請願第1号 高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求め
る請願

以上3件の審査であります。

それでは審査した議案順により、経過と結果について報告をいたします。

最初に、議案第34号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例について審査を行いました。
追加での説明はなく、質疑に入り、質疑では、この条例の改正は、現在の戸籍手数料が無料になる者について、20項目にわたり個々に規定されていたものを、包括的な規定に改正するものだが、該当条項については法律で明示されているのかとの質疑ありました。答弁としては、課長から、法律で明示されておりますと、そのようになっておりますとの答弁でありました。

また、無料で扱う場合について、申請者本人がわかっているのかとの質疑があり、20項目の規定があっても、本町では対象となる者は年金や児童扶養手当の請求など、3項目程度でありますと、戸籍窓口でその都度説明しておりますとの答弁でありました。

一部の方だけでなく、もれなく申請のあった町民すべての方々に対して無料の判断をしてもらえるのかとの質疑があり、窓口において戸籍謄本の申請のあったときに、全員の方に対して、その場で知らせております。また新たに法改正で無料になる場合がでてきましたら、国等から通達が来ますので管理をしますという答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入りました。討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって本案は可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第35号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

課長から改正点等について説明があり、質疑に入りました。

質疑では、現物給付のデメリットを説明願いたいという質疑があり、課長から、現物給付については、医療費が増えることが懸念されることから、紀北町としてはこれまでのとおり償還払い方式をしていきたいと、県からのアンケート調査でも回答いたしましたという答弁でありました。

また、県内で現物給付をしている市町はあるのかとの質疑があり、課長から、県下では現在のところありませんという答弁でありました。

さらに、全国的にどうなのかという質疑があり、課長から、確認はとっておりませんが、全国的にも現物給付しているところは少ないと思われまますという答弁でありました。

次に、現物給付にすれば医療費が増える見込みのためという理由では、町民のためになっていないと思われるが、ほかに理由があるのかとの質疑があり、県も同様に考えているようです。他の市町も現在は同様の考えで現物給付にまで踏み切っておりません。今後の他市町の動向を見極めてから考えていきますという答弁でありました。

次に、医療費に対する社会福祉協議会の貸付制度は現在も行われているのかとの質疑があり、医療費の支払い困難な方に対しての貸付制度は、現在も社会福祉協議会で行われておりますとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りました。討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は可決すべきものとして決定いたしました。

次に、請願第1号 高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願について審査を行いました。

紹介議員である近澤議員の出席を求め、説明を受けました。

まず、質疑として、年齢のみで差別する医療制度とあるが、これまでの老人保健も年齢である。子どもの世代にしても、小学生、中学生、高校生と施策を区分することによって、特化した学童支援などもできていると思う。75歳以上の方の病気が多いが、年齢に見合った特化した医療ができるのではないかという考えを持っている。これを差別というのか、区別、区分というのかどうか、そのような質疑がありました。

これに対し、紹介議員からは、これまでは国民健康保険で保険料を支払い、拠出金という形で老人保健医療が成り立っていた。しかし、今度の後期高齢者医療制度は保険料を伴う別立ての保険制度であって、世界でも年齢で区別している制度はない。何よりも75歳以上の保険を差別して別立てにしたのは、保険制度を良くしようとしたのではない。保険料の負担は新たに取りが増え、医療の内容は年寄りの人だから、これくらいでいいだろう、74歳までの人とは別の医療を設けたことが、今回の差別医療制度だと理解しているとの答弁でありました。

次に、保険料を別立てで新たに取ったという表現をされているが、これまでは国保の中で支払われていたわけで、後期高齢者医療も負担は国が5割、国保が4割、あとの1割が後期高齢者で、紀北町の場合、安くなる部分も多いと聞いている。資産割もなくなって、安くなったという説明だった。実際、国保より下がっているのか確認したいという質疑があり、主幹のほうから、国保から後期医療に移る場合、いろんなパターンの方がいて、それぞれの所得層によるが、資産割がかかっていた方は、後期に移ることによりなくなります。また奥さ

んが国保に残って、夫が後期に移った場合は、世帯割が2分の1に軽減される措置もあるので、紀北町国保全体としての保険料は下がりますとの答弁でした。

次に、保険料は、これまで老人保健の方もただでまかなわれていたわけではない。国保で保険料を支払っていたと、どのように変わるのかという質疑があり、課長から、これまでは子どもの扶養に入っていた方の保険料については、扶養している世帯主から、その方の分も含めて保険料を徴収し、国保会計から老人保健会計へ拠出していた。後期高齢者医療制度はすべて個人にかかるので、今まで息子さんが払っていたものを直接自分で払う制度になったということですという答弁であります。

次に、紀北町内で安くなる方は何割ぐらいおられるのかという質疑があり、課長から、年金収入が300万円までの方においては、試算した結果、国保に比べ下がりますが、人数等については、今、本算定を行っているところであり、結果はまだ出ておりませんという答弁がありました。

年金からの保険料天引きが、4月15日に1回目が行われたときに、窓口で混乱があったと聞いているが、6月15日に2回目の天引きが行われることになるが、それに対する新たな対応策は考えているのかとの質疑がありました。課長から、1回目の年金天引きの反応としては、なぜ年金から一方的に天引きするのか、年金の未払い等の問題もある中で、なぜこれだけ引いていくのかという問い合わせや意見もありました。施行当時は1日平均50件ぐらい、苦情や意見等を受けていたと、今はほとんどなくなりましたという答弁であります。

また、6月15日に2回目の天引きがされることについて、意見等もあろうかと思いますが、あまり混乱することはないのではないかと考えておりますとの答弁でありました。

次に、請願の趣旨に保険料滞納者に保険証を取り上げ、窓口で医療費全額を負担させられるというが、後期高齢者とは関係なく、医療費がどんどん高くなってきて、いろんな施策をしている中で、保険料を払わない者に対して保険証をそのまま渡して、保険を使えるようにするということはどうも辻褄が合わないように思うとの質疑がありました。

これに対し、紹介議員からは、後期高齢者医療制度は保険料を滞納した人には保険証を取り上げて資格証明書を与えると明記されている。これまでは75歳以上の方の保険証の取り上げはなかったと理解している。今度の後期高齢者医療制度はこれを通り越して、75歳以上の方からも保険証を取り上げることは、年寄りをいじめる制度だと理解しているとの答弁がありました。

また、これまで75歳以上の老人保健医療には、資格証明書の交付がなかったのかどうか、

説明を願いたいという質疑があり、課長から、今までの制度では国保加入者のうち、75歳以上については滞納していても短期証や資格証明書の交付の対象外であったと、このような答弁がありました。

また、補足答弁があり、国の考え方としては、支払う能力があるにもかかわらず支払わない悪質な方については、資格証を発行し、それ以外の事情のある方には今と同じ格好で資格証を発行しないようにという指導が来ておりますという答弁がありました。

紹介議員は制度に対して見直し、修正ではなく、すべてに反対という考えなのかという質疑がありました。これに対して紹介議員から、制度が続くほど、高齢者、または若い方の負担が増えて、医療内容も悪くなる制度です。一旦、4月1日以前の状態に戻すため、中止・撤回という理解ですという答弁がありました。

次に、医療の内容が悪くなると言われるが、どのように変わるのかという質疑があり、紹介議員から、75歳以上の方は、高血圧、糖尿病、高脂質症、3つの診療の場合、月6,000円以上の医療については医療機関の負担とする包括医療か、それとも今までのような出来高払いにするのかどちらかを選ばないといけないようになった。適正化計画が県で作成されて、他の病気にも適用される計画がされているという答弁がありました。

行政にも後期高齢の医療内容について、通達はどのように来ているのかとの質疑があり、課長から、糖尿病、脂質異常症、高血圧の患者、認知症などの慢性病の方については、希望の担当医を選んだ場合、月額6,000円の中で治療していく。国の試算ではそれ以内でおさまり、担当医を希望しなければ、従来どおりの治療を受けられると聞いているという答弁がありました。

また、制度の問題について、全国各地で不服審査請求が出されている。審査請求の取り扱いについて、担当している県の広域連合から連絡はないかとの質疑があり、課長から、不服審査請求が全国で出されているという情報は、今初めて聞きましたと、したがって広域連合から、このことについての考え方は示されておられませんという答弁でありました。

次に、病気をしたら今までどおりかかれるのかという質疑があり、課長から、国の考え方は、糖尿病、高血圧疾患、認知症などの慢性疾患については、医療費として月6,000円、個人負担金は1割の600円でおさまると判断をしている。急性疾患については、これまでどおり、出来高払いで治療を受けられます。高齢者の担当医を希望しなければ、慢性疾患であっても、これまでどおりの出来高払いによる診療が受けられるという考え方ですとの答弁がありました。

さらに、この制度自体、大きな問題をかかえていると思う。制度というものはつくり上げたときは不備な点があると思う。制度は立ち上がったばかりで見直しながら、より良い制度にしていくという考え方を、紹介議員として持っていないか、すべて廃止・中止なのかという質疑がありました。これに対して紹介議員からは、請願者の請願理由は見直しではなく、3月31日までやっていた老人保健法に戻すということですとの答弁でありました。

また、試算された保険料を見ると、ほとんどの年金受給者においては減額されるということかとの質疑があり、課長から、単身世帯、2人世帯であったとしても、年金収入が300万円までの方であれば、今までの国保の保険料より下がりますという答弁がありました。

また、保険料の算定には資産割がなく、固定資産税は関係しない、さらに保険料が軽減されるのではないかと、また紀北町の場合、負担増にならないのではないかと。東紀州地域は高齢化が進んでおり年金生活者が多い。一方、北勢地域は企業などがあり、所得が高く、若者も多く、高齢化率は低い。それを県下一本の広域連合ですることは、紀北町にとって有利なのではないかと考えられるがどうかという質疑があり、課長のほうから、三重県の広域連合の保険料は全国でも9番目に安い設定がされている。本町の国保の保険料と比べると、今の後期高齢者医療制度の保険料のほうが安くなっているという答弁がありました。

請願書の見出しは高齢者の負担増となっているが、このことについて説明願いたいという質疑があり、紹介議員から保険料が確実に負担増となったのは、国保以外の健康保険に入っていた、今まで扶養家族で保険料を負担していなかった方ですと、また保険料は4月の時点で低く抑えられているが、2年毎に見直され、75歳以上の方は病気にもかかりやすく、医療費が増えていくのだから、制度の中で保険料も当然上がっていくと思いますと、これらが国の負担を増やすのではなく、保険者と若い支援するほうの負担にかかってくることから、高齢者に負担増と書いていますとの答弁でありました。

以上で、質疑も出尽くしたものと判断いたしまして、質疑を終了し、討論に入りました。反対討論として、4月に実施されたばかりの新しい制度であり、いろいろな問題点が出る制度であってはいけないと思う。その点は十分認識している、テレビや新聞等の報道の中においても納得できない部分も多々ある。しかし、今見直し案も出されている。例えば1年後の見直し案が過ぎたうえで、それでも悪いというのであれば、中止・撤回もあり得るかと思うが、紀北町の実態では、保険料はそんなに高くないということ、そういうことも含めて今の段階では良い方向に見直しをいただくよう期待をして、中止・撤回という請願には賛成しかねるという反対討論がありました。

次に、賛成討論として、この制度は年をとり75歳になったということだけで、今までの国保保険から追い出され、後期高齢者医療制度という特別の枠に囲い込まれ、しかも保険料は年金から天引きされる。世界でも例のない年齢による差別制度で、大きな問題を投げかけている。さらに保険料を払えなかったら保険証を取り上げられる。病院に行けなくなったら、高齢者の方は死ぬしかないわけです。そういうことがわかっていながら、医療費削減のために、この制度を設けることは絶対に許されないという、賛成討論がありました。

さらに、反対討論として、年齢の線引きはおかしいと理解するが、3月議会で見直しすべきだと委員会でも意見が出された中で、始まるか始まらないかで、中止・撤回することは自分の考えとしてもおかしいと思うので、反対しますという討論がありました。

以上で討論はなく、討論を終了し、採決に入りました。採決の結果、挙手少数。

よって、請願第1号 高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願は、不採択すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された3件についての審査の経過と結果について、報告を終わります。

議長

次に、産業建設常任委員長 北村博司君。

産業建設常任委員長 北村博司議員

おはようございます。本会議から産業建設常任委員会に審査を付託されました、3件につきまして、6月12日に開催した産業建設常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告を申し上げます。

議案は、第37号、38号並びに陳情第3号、それと継続審査分であります。4件になります。

まず、最初に、議案第37号 東紀州農業共済事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたしました。

出席委員は、委員長以下7名全員であります。理事者側から産業振興課の中村課長以下が出席いたしております。

内容説明が最初にございました。東紀州農業共済事務組合事務所移転に伴い、地方自治法第286条第2項の規定により、組合同規約中の事務所の位置の変更を行う必要が生じ、変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により、議会の議決が必要であるためということであります。

この本会議の説明に付け加えて、中村産業振興課長から、新規事業所の概要についてはで

すね、熊野市のジャスコ熊野店の裏に事務所を構えていると、敷地面積579.05㎡、床面積は159.88㎡、敷地については熊野市の所有であります。無償提供をされております。工事費については東紀州建物共済推進協議会からの寄付金 3,000万円によって建設されて、工事費は2,999万 550円となっております。

これについては、農業共済事務組合、広域組合で議決しているのかどうかという確認がございまして、19年度の当初に議決済みであるという答弁がございました。

以上で、賛成討論、反対討論ともになく、採決の結果、挙手全員。

本案は、可決すべきものと決定いたしております。

次いで、議案第38号 紀北町地域産物展示販売施設条例を廃止する条例についてを議題といたしました。

産業振興課から中村課長以下が出席いたしております。

これにつきまして、本会議で一部議員から議論がございましたので、改めて詳しい説明を最初に求めました。

産業振興課のほうからは、まず山本雅子氏と山本和氏との関係はどうなっているのかという、確認が、質問があったということで、以下の説明が行われております。

今回、3月定例会で承認された和解が成立しましたので、和解金の支払い準備をしていたところ、山本和氏の和解金について、津地方裁判所熊野支部から債権差押命令申立に基づく催告書が町のほうに届きました。これについて理事者と町顧問弁護士と相談した結果、法務局に供託することといたしました。町は、山本和氏が「お魚らんど海山」を占有しておりましたので、町が建物明渡の仮処分命令申立をしておりました。

それに対して裁判所から和解勧告があって 671万円を和解金として山本和氏に支払うことになったと、町としては、あくまでも山本和氏に対する和解金と考えており、支払いになると考えております。今回の場合は、支払というより供託ということでありましてということでございます。

これに対して、委員のほうからは、質問や確認がございました。山本雅子氏に国土交通省が移転補償金を支払ったと聞いているけれども、お魚らんど海山グループの代表者としての支払いかという確認がございました。これに対して産業振興課長から、展示販売ということで、指定管理者制度導入以前からやっていたということで、山本雅子氏が代表経営者であったので、国土交通省は9月30日までは移転補償という形で対応したと思われるので、町の支払は、それに対して個人に対しての支払になりますということでございます。

さらに委員からは、この点についての確認や質問が相次ぎました。国土交通省は、立ち退きの賠償を山本和氏の妻である雅子氏に支払ったということですが、町が和解したのは山本雅子氏ではなく、お魚らんど海山グループ代表の山本和氏との和解ということですねという確認がございまして、そのとおりだということでした。

さらに委員からは、山本和氏と町が和解し、山本和氏に対して和解金を支払うのだと理解していたけれども、本会議での質疑では、山本和氏に支払うのはおかしいのではないかと、法務局に供託するのはおかしい。支払うべきは代表経営者の山本雅子氏ではないかという質疑ではなかったかと。これに対して産業振興課長は、国交省としては山本雅子氏は平成19年9月30日までの期間いたという判断で移転補償を支払っている。町としては9月30日をもって指定管理が終了していると判断しているので、その後施設を占有する山本和氏と小山哲央氏に対して、建物明渡の仮処分命令申立をしたということで、それに対する和解金を支払ったということになるということでした。

委員からは、さらにこの点について、指定管理者制度は町と個人が契約できないので、そこで町はお魚らんど海山グループと協定を結んだと思うけれども、3月の議案の中にある指定管理期間が過ぎたあとに、裁判所から出た和解勧告は山本和氏と小山哲央氏に対するもので間違いはないかという確認がございました。間違いはないということでした。

さらに委員は、国土交通省から町に対する移転費の移転補償ですね、支払いがすべて終わってから条例を廃止する手続きだと聞いているけれども、町への支払いはすべて終わっているのかという、質疑がございました。これに対して産業振興課長からは、国土交通省から町に対する補償は現在7割分は支払われています。町は平成20年3月30日に国土交通省と移転補償契約を締結し、4月30日に建物解体の入札をした。880万円の予算を承認いただいているけれども、5月1日に契約して5月30日に工事は終了したと、現在は更地になっている。ただ、この点について国土交通省の最終報告はまだしていないので、残る3割分は支払われていない。補償金全体としては1億1,894万3,845円で、支払い受取済みの7割分が8,326万691円、残る3割分は3,568万3,154円ということになります。残る3割分については完成報告すればすぐ入金される予定であるという説明がございました。

さらに、お魚らんど海山グループの中の山本さんについては、法人なのか、個人なのかという確認がございまして、個人であるということでした。

水産担当の係長からは、さらにこの辺の経過について詳しく説明がありました。国は、最初から原因者ということで高速道路建設のために移転してもらいたいということで中に入っ

ている業者と補償を前提に折衝していたと、そのときの相手方は山本雅子氏であり、小山哲央氏であり、島本昌氏であったと、その時点では補償金の算定方法も決まっておりました。

ただ、町の場合は、平成19年9月30日までは、お魚らんど海山グループと指定管理協定を締結しておりまして、構成員としては、お魚らんど山本雅子氏の夫である山本和氏と、島本水産 島本昌氏の息子さんである島本稔実氏、さらにそれに、魚てつの小山哲央氏の3人の個人でグループを構成した、お魚らんど海山グループの代表としての山本和氏と管理協定を締結していた。

その後、指定管理期日の9月30日が過ぎても、山本和氏と小山哲央氏が居座っておられましたので、指定管理期間が過ぎ、町との関係がなくなった個人が施設を占有しているということで、裁判所に建物明渡の仮処分命令申立をしたという経過でございます。

山本雅子氏に対しましては、町が直営で施設を運営しているときには、展示許可書を発行して施設の参入業者としてやっていただいておりますけれども、指定管理制度を導入してからは、山本和氏と契約していたと、大変少し厄介ですが、ちょっとわかりにくいかと思いますが、指定管理制度になってからは山本和氏で、それ以前は展示許可の形のときは山本雅子氏であったと、9月30日を境に変更しているわけでございます。

国土交通省が、山本雅子氏に補償金を支払った理由についての質疑がございまして、国土交通省は展示許可を出していたときの山本雅子氏に対して支払うのか、指定管理協定を結んだお魚らんど海山グループ代表の山本和氏に支払うべきなのか、それについては国土交通省が判断したことであって、町としては何とも言えない、あくまでも国土交通省の判断であるということでございます。

この点についてですね委員のほうから、国土交通省は山本雅子氏に移転補償金を支払ったというのを何で確認しているのかというお尋ねがございました。これに対して産業振興課長からは、町としては書面ではなく、国土交通省の担当者から口頭ですが、確認いたしておりますということでございます。

この議案につきまして、賛成討論、反対討論ともにございませんでした。

採決の結果、挙手全員。本案については可決すべきものとして決定いたしております。

大変わかりにくいことでございます。またお尋ねがありましたら。

次に、陳情第3号 公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情書を議題といたしました。

この陳情の内容について、産業振興課のほうでは亀山にある三重県森林管理署に問い合わせ

せしたが、担当者が不在であり、内容については、その陳情書の中にあります陳情3号のお手元にあります陳情書の本文のほうの、以下の4項目についてであると、陳情の趣旨は。県内29市町に陳情書を送付しているという回答であったということでございます。

質疑の中で、委員からは、全国林野関連労働組合とは、どういう労働団体なのかという質疑がございました。これについて担当課の課長補佐からは、このような以下のような説明がございました。国の林野事業にかかわる全林野労働組合と日本林業労働組合が解散し、全国林野関連労働組合が発足したと、国の制度改正によって21年度に縮小等するにあたって、約440人の人員削減を見越しており、そういった状況の中で、適切な国有林の管理、または国有財産としての国有林を守るためには、労働組合の組織自体の維持が必要であるということだと趣旨であろうということございました。

17年度の状況につきましては、全国的に国有財産の管理保全、治山事業、保安林の事業を担当している職員は、3,844人、安定的業務の森林整備、立木の処分を担当している職員が、1,420人いると、国有林野事業の全体から緑資源機構の木材の販売、国有人工林の整備部分の業務を切り離して、現在の森林総合研究所の事業を加えて独立法人化し、統合していると、その際の人員を、国有財産としての国有林野の管理保全部門の職員で、2,854人、この部分が一般会計化すると、国有人工林の整備と木材の販売部分と旧緑資源機構分の事業分を受け持つ森林総合研究所の職員が、1,970人となり、合わせて440人の人員削減を考えていると、これに対して、陳情者は適切な管理をするためには、人員が必要であるという内容の陳情書を提出されたということでございます。

これに対して、討論がお一方だけありまして、討論は執行委員長の小島隆幸氏の説明がない中で、陳情内容である森林経営意欲の喪失、木材産業の振興森林経営意欲の創出など読む限りは、林業地域であるがゆえに重要であると考えられるけれども、この陳情の意図が理解しにくいという理由で、不採択の討論がございました。

採決の結果、全員一致で不採択と決定いたしました。

次に、継続審査分の陳情第1号 25年前の農水路改修工事による水害の件であります。

これについては、当初、産業振興課中村課長以下、後に委員の出席を求める発言で建設課の山本課長も出席いたしております。

最初に、中村課長から6月4日に行った理事者協議の結果の報告がございました。調査については、町の建設課職員で可能な限りの調査をすると、本田氏宅裏の排水路については調査をすると、高速道路関連については、国土交通省に排水は加田川に流す計画であることを

確認いたしておりますと。

それから、隣接の土地建物であります北村氏宅の埋め立てに要する排土の手配については、国土交通省では個人的な埋め立てについては許可できないという確認をしているという説明でございました。

ここで、建設課長が理事者協議の際に参加しているということでございましたので、建設課長の出席を求めて調査の内容について聞き取りました。建設課長、山本建設課長は以下のような説明をしております。

建設課の考えとしては、調査をコンサルタントに依頼すればそれ相応の費用がかかるので、職員で可能な限りの現状把握調査をする。基本的にはまず机上で本田氏宅周辺の排水に対する流域、本田氏宅を中心とした土地の高さを把握すると、一部分現地確認も必要と考えていると、また横手川、これはさきほどの加田川とは別な河川です。加田川というのは横手川の支流になります。横手川の現状の流下能力、本田氏宅横の排水路の流下能力、既設の排水ポンプの流下能力の調査も行う。それ以外では農免道路の道路側溝の流下能力も対象になると思うけれども、道路開設時点で流下能力は計算済みで設計されていると考えるということでもございました。

これに対して委員のほうからは、農免道路の側溝について、流量を計算したうえで設計していると思うが、機能しているかどうか確認する必要があるのではないかと、調査を実施してもらいたいという意見がございました。これに対して建設課長からは、現状の調査と適正に管理されているかを調査すると。

それから、隣接地の埋め立て土砂について、交渉によって手配の可能性はあるのかという、発言がございました。これに対して建設課長は、高速道路事業の残土の利用については利害が発生するので、国土交通省としては公共事業か、行政側からの斡旋事業のみであり、原則的に個人には手配はしていないということでもございます。

さらに委員のほうからは、理事者と産業振興課、建設課の協議の際に、今回、建設課のほうで実施します調査の結果がわかったあとの対応について、協議しているかというお尋ねがございました。これに対して産業振興課長からは、調査結果によって本田氏と話し合いをして、町のできる範囲で協議するしかないと思うという答弁がございました。

この間、町長の理事者の意向確認を求めて休憩をいたしました。再開後、産業振興課長から、町長の意向としては、今年度は排水ポンプを1基設置し町が管理していると、今後については職員で可能な限りでの調査を実施するという意向に止まっております。

以上で質疑を終了し、各委員から全員から意見、討論がございました。一委員のみ不採択のご意見がございましたが、残る5委員につきましてはですね、調査を見極めてから判断したいというご意見が出ました。それで継続審査、調査の結果が出て判断するので、それまでは継続審査に、再度継続審査にしたいというご意見が多数でございました。

以上で、継続審査ということに決定いたしております。

なお、これはこの定例会中の委員会でございますけれども、定例会前5月28日にも委員会を開いております。このときは陳情者である本田晃氏に出席していただき、陳情の趣旨等について説明をしていただきました。その部分だけご報告申し上げたいと思います。

本田晃氏は、まず第一に隣の土地と家との境界の中に、昔の畑の用水路があった。その用水路に歪みがあり、その下に5カ所ぐらい自然排水できるようにしてあったと、この農水路の工事ですね、行われる前は十分に排水ができており、全然水に浸かったということはなかった。しかし、町が工事する際、全く説明もなく、石垣を潰して工事をしてしまったわけだと、排水路についても用水路の擁壁に2カ所だけでもいいから出口をつくってほしいという話もしましたが、それも何も行われなかったと、その後役場に言っても状況が進展しない、ダムのような状態でせき止められていますから、水の捌け口がない。そうすると自分のところで自己防衛するしかなく、自分でポンプも買い、農業用のポンプでかい出ししながらやっていた。

また、排水路の擁壁の横に穴を掘ってヒューム管を入れて、そこにも水をもってきて母屋のほうは前に買った農業用のポンプでかい出し、足りないときは消防署に言って水を溜めている大きなタンクにポンプを据え付けてもらってかい出していた状態であると、これをずっと続けている間に冷蔵庫も浸かり（営業用の冷蔵庫）、冷蔵庫自体も悪くなってしまったので、自分で今のような状態に冷蔵庫分は嵩上げしていると、ポンプとか電気代だとか、7、8年前に自動ポンプを買ってもらいました。これは町ですね。自動ポンプを買ってもらいましたが、それまでは役場からその都度持ってきてもらうポンプでやっぴまして、ガソリン代とかそういうものは一切合切自分のところで負担してやってきました。

あとは、奥山町長になってから自動ポンプを据え付けてもらったお陰で、私としてはひとつ気は楽になったところもあるんですが、ポンプばかりでというと、あそこに住んでいる間ずっとそういう状態ではちょっと自分も年をとってくと役場で管理してくれると言っても、張り付いて家にいてくれるということではないので、自分も見えていないといけないので、次の方策ということも考えていただきたいというのが心境であると、以前のその農業用水路の

工事の前のように大雨が降っても浸水しない、浸からない状態にしていきたいというのが、陳情の趣旨であるという説明でございました。

この審議も長時間にわたりましたが、最終的にはですね、このときも継続審査と、採決をとらずにもう一度審査したい、このときに町のほうで調査をすべきじゃないかというご意見、宿題になって継続審査を採決をとらずに、この定例会中の6月12日の委員会の中で、さきほど最初にご説明申し上げました建設課長の説明となっているわけでございます。

以上で、審査経過、並びに結果についてのご報告を終わります。

議長

ここで10時55分まで暫時休憩いたします。

(午前 10時 43分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 55分)

議長

それではこれより、各常任委員長の報告に対しての質疑を行います。

まず、総務財政常任委員会に係る案件についての質疑を行います。

議案第36号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第39号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

これで、総務財政常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終わります。

議長

続いて、教育民生常任委員会に係る案件についての質疑を行います。

議案第34号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第35号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、請願第1号 高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終わります。

議長

続いて、産業建設常任委員会に係る案件についての質疑を行います。

議案第37号 東紀州農業共済事務組合の規約変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第38号 紀北町地域産物展示販売施設条例を廃止する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

お魚らんどのですね、移転補償費の問題なんですけど、6月上旬にですね、施設の解体後移転補償費の残り3割はですね、入る予定ということになっていると思いますが、さきほどの委員長報告で7割の分が入っておるんですけども、その後の移転費についてはですね、どのようなになっているかという点について、委員会での審査は具体的にどうでしたか、その点をお聞きしたいと思います。

議長

北村委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

岩見議員のお尋ねにお答えいたします。

町へ国土交通省から入ってまいります移転補償の関係ですが、残り3割が入ってないと、支払われていないと、これはあくまでも町のほうが、国土交通省に対して解体工事の完成報告をしていないために支払われていないので、報告すればすぐに入金される予定であるということで、その点、さらに委員の1人が確認いたしております。報告を出せばすぐ残りの3割分が入るということは間違いありませんという確認をいたしております、産業振興課長は間違いありませんということをおっしゃっております。以上です。

議長

ほかにごございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に、陳情第3号 公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情書について

の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

15番、委員長に質疑いたします。陳情案件の件名として公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求めるといふ願意と言いますか、案件で出されている陳情でございます。これに対して審査結果が不採択ということで、理由として願意が妥当でない、不採択という格好になっております。これについてはですね、人員削減によるこの公的森林国有林なんかの管理事業が滞る、管理が適正に行われなくなるという意味が含まれているのではないかと、私思うんですが、そこら辺は審査の内容でこの不採択となったのは、ちょっとわかりにくいんですが、少し詳しく、もし審議されていたら委員長のご答弁をお願いします。

議長

北村産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

中津畑議員の質疑にお答えいたします。

願意が妥当でないということで不採択という表現をされておられましたけれども、実はその妥当であるかないかもですね、よくわからない。確認できないというのが実際のところなんです。ですから、むしろ願意4項目の陳情書の中に並んでおりますけれども、特に適切な管理するために全国的に440人の人員削減をするということですが、行政改革の中で、いやもっと人員が十分必要なんだということとあわせてですね、組織体制の確保と現状維持したいというのが、今回の願意ではないかという説明がございました。

ただ、陳情者側とも連絡がとれておりませんし、中身はよくわからないというのが不採択を主張された討論の内容です。気持ちとしてはわかるけれども、意図が理解しにくいというのが討論でありまして、その討論に委員全員が賛成したということでもあります。以上です。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

中身はいろいろ審議はされたんですが、この意見書の結果一覧表を見る限りですね、意見、または理由の中では願意は妥当でないということで、明確にこの採択する理由として書かれておりますので、今の委員長の言葉とは全然違う判断をされているのかな、これは全

くおかしな現象だなどと思って質疑をいたしました。委員長の言うておることが正しいのか、ここに掲載されている願意が妥当でなく、不採択とするということが正しいのか、どちらでしょうか、その点だけをご答弁願います。

議長

北村産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長 北村博司議員

お答えいたします。結果的に願意が妥当でないという表現に集約されたんでしょうけれども、反対討論は私がさきほども読み上げたとおりでありまして、そのほかの意見はございませんでした。ですから、私が説明した趣旨、つまり理解しにくいと、それが願意が妥当でないということにもつながるかと思えます。短くなるとそういうことになるということで、ご理解をいただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

これで、産業建設常任委員長に係る案件について委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各委員会の委員長報告に対する質疑を終了いたします。

日程第 4

議長

次に、日程第 4 閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

産業建設常任委員長より、お手元に配布いたしました申出書のとおり、3月定例会で継続審査の決議をいただきましたところの陳情第1号について、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

ただいまから、本件の質疑に入りますが、継続審査の理由に対する質疑のみとなりますので、よろしく願います。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

陳情第1号 25年前の農水路改修工事による水害の件については、産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方、挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、陳情第1号は、委員長申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長

これより各議案の討論、採決に入ります。

日程第5

議長

日程第5 議案第34号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第5 議案第34号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第6

議長

次に、日程第6 議案第35号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

議案第35号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の賛成討論を行います。長年の子育て中の世代の願いがやっと実現しました。小学校入学前までの乳幼児の医療費が通院も無料になりました。これは紀北町に住む子育て世代の皆さんの最も要望の強いものでした。国も4月から窓口負担を3割から2割に引き下げ、少子化対策に力を入れ始めましたが、9月1日からは通院も無料になるものです。私も毎年一般質問でこの点を取り上げ、また母親連絡会も年に一度の県交渉にも参加し、県にも直接訴え、また署名や請願を

出してきました。結果、その力も今回の大きなものになったと思います。

そして、大きく願いが前進しました。しかし、それをもっと進めるためには、現物支給の実現、窓口で無料にすることと、所得の上限を取ることを県に要求すべきだと思います。

また、この窓口無料は愛知県や岐阜県ではすでに実施されております。東海3県で実施されてないのは三重県だけです。また所得の上限は町独自でも実行することができます。すべての家庭が利用できるようになってこそ、本当の福祉の助成だと思います。さらに小学生にまでこの支援が広がることを求め、私の賛成討論といたします。

議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第6 議案第35号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告どおり、可決することに決定いたしました。

日程第7

議長

次に、日程第7 議案第36号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第7 議案第36号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告どおり、可決することに決定いたしました。

日程第8

議長

次に、日程第8 議案第37号 東紀州農業共済事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第8 議案第37号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告どおり、可決することに決定いたしました。

日程第9

議長

次に、日程第9 議案第38号 紀北町地域産物展示販売施設条例を廃止する条例を議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第9 議案第38号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告どおり、可決することに決定いたしました。

日程第10

議長

次に、日程第10 議案第39号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて、反対討論をいたします。

この議案の中にはですね、65歳以上の高齢者の住民税を公的年金受給者から天引きをするという内容のものでございます。名称は特別徴収ということになっておりますけれど、すでに年金から所得税、介護保険料、国保料、後期高齢者医療保険料等が天引きされ、それに加えて住民税まで天引きするというものです。年齢を重ねると病気や事故等で思わぬ出費がある場合が多くあるということは、今までの住民の体験の中にも多く出ております。天引きが始まると分割納入等の相談もできなくなってしまう恐れが十分起こり得ます。

また、もう1つの理由は、個人町民税の特別徴収制度、この天引きという制度の導入は、本来の税の申告納税制度の原則にも反するものであり、議案第39号について反対するものがあります。以上、反対討論といたします。

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

反対討論される方はございませんか。

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて、反対討論を行います。

これは国の地方税法の改正に伴い、町の条例を改正するという側面を持ってありますが、この中には株式税制、上場株などの譲渡損、配当の損益通算の制度を導入することも含まれております。上場株式の配当、譲渡益は本則税率20%のところを、2003年からは軽減され、税率が10%とされております。今回の改正では金持ち優遇の批判や政府の調査会の中でも廃止し、わかりやすい制度にすべきとの指摘もあり、この10%の税率は2008年度末で一旦廃止し、改めて経過措置として2009年、2010年の2年間 500万円以下譲渡益 100万円以下の配当について、10%の特例を適用することとなっております。

また、今回初めて上場株式などの譲渡損益と上場株式の配当金との損益通算の仕組みを設けました。金融所得分離課税20%は所得税の累進課税に比べて税率が有利になるもので、そのうえ今回の改正でも損益通算の上限を設けておらず、金融資産を持つ、いわゆるお金持ちの層の方に対する優遇をさらに広めることになり、このような条例の改正を認めることはできません。以上、私の反対討論といたします。

議長

ほかに反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第10 議案第39号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告どおり、可決することに決定いたしました。

日程第11

議長

次に、日程第11 請願第1号 高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願を議題といたします。

これより討論を行います。

原案に対し、賛成討論をされる方はございませんか。

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

10番 岩見雅夫、請願に対する賛成討論を行います。

ご承知のように4月1日から強行されましたこの制度、4月15日と、去る6月15日の二度にわたってすでに保険料が年金から天引きをされております。この後期高齢者医療制度については、多くの国民から厳しい批判の声が上がっております。皆さんもご承知のように、テレビの人気番組である、みのもんたの朝ズバニュースでは、連日この問題を追及しております。すでに29回目の糾弾を行っております。

なぜでしょうか。今回の後期高齢者医療制度は、知れば知るほど、調査をすれば調査をするほど、矛盾や不条理が明らかになっているからであります。特に私は1933年、昭和8年の生まれであります。奇しくも本年75歳になりました。1月生まれですので、早速今年の1月には自動車の運転免許の高齢者講習も受けました。検定のテストを受けましたところ、指導員は大変良い感じですねというふうに評価をしてくれました。動態視力の検査をしましたが、眼鏡なしで1.1の結果が出まして、これだけ見えたら上等ですというふうに言われました。

また、運転免許の実技も受けましたけれども、指導員は何も言うことはありませんというふうな形で、太鼓判を押してくれました。それでも国は、ただ年を重ねたというだけで、後期高齢者医療と決めつけて、天引きを続けております。4月15日のこの保険料の天引きでは、社会保険庁の年金払い込み通知を受けましたけれども、介護保険料で私の場合1万1,500円、後期高齢者医療保険料が4万7,100円、1期です。合計5万8,600円の天引きになっております。実に支払額の44.38%が天引きをされました。皆さんにも私は両親はすでに亡くなっておるんですけれども、皆さんにも親の方がおられると思います。そしてすべての人は年をとっていきます。

このようにすべての高齢者がこの悪政に今さらされております。このような制度を果して

許していいのでしょうか。討論というのは、自分の意見に反対をする方々、あるいはまだ賛否を決めかねている方々に対して、賛同を求める立場で討論をするというふうに心得ております。今、この事態に直面して、どのような判断をくださるべきか、私たち議席を占めて政治の一端を担っている者として、今決断を求められているものと考えます。

少し私自身の問題に触れますけれども、私は中学校1年のときに敗戦を迎えました。私たちの小学校時代は戦争の最中でありまして、6年生のときには防空壕掘とか、あるいは軍馬の係とか、そういうことを勉強そっちのけでやらされてきました。修学旅行は中止です。戦争のため取り止めでした。私たちは小学校も中学校も通じて修学旅行はありません。敗戦がもたらした食料難で栄養失調になるなど、少年期はまさに辛酸をなめてきました。

私たちの世代はほとんどこのような苦しみのどん底から這い上がって、そして幾山河を越えて今ここに至っているのだと思います。少なくとも町民の信託を受けて議席を得ていることを考えると、どうしても声なき声、なかんずく75歳以上の人々に代わって私は訴えなければならぬ、そのように考えております。

年を重ねて健康を維持し、社会のために生きていくということは、悪いことなのでしょうか、このことを問いたいと思います。今、私の手元には今日は持ってまいりませんでしたけれども、2通の感謝状が実はあります。郵政大臣からの感謝状です。その1つは、何と小泉純一郎のものであります。郵政大臣小泉純一郎からですね、私がもらったものであります。自ら郵政大臣になりながら郵便局を潰すその先頭に立った。そして自ら感謝状を手渡しながら、その人物が75歳になったら後期高齢者と決めつけて姥捨山に送る。これが小泉改革の正体であります。

すでに天下に承知のとおり、後期高齢者医療制度は小泉内閣によって2年前に強行された産物であります。憲法には何と書いてあるか。14条には、法のもとの平等が明記されております。これを後期高齢者医療制度というのは憲法違反であります。そして25条に謳われている生存権、これを脅かすようなこの制度は世代を越えて今国民の7割、この人たちが評価をしないとっております。

そして、参議院では廃止法案が可決、成立をいたしました。世論や国会議決に応じてこそ町民のための議会と言えるのではないのでしょうか。私たちは今、政党政派を越えて政治的な立場の違いはあっても、この後期高齢者医療制度廃止の一点で共同を呼びかけております。

改めて、最後に議員各位のご賛同をお願いしまして、私のこの請願に対する賛成討論とさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

議長

原案に対し、反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

原案に対し、賛成討論される方はございませんか。

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

原案に賛成の立場で討論いたします。

私は、後期高齢者医療制度、この問題が出たときから非常に大きな関心を持っております。まだこの75歳までは少し時間はあるのですが、現在の後期高齢者医療制度に仕分けされた方、また私たちのようにまだ少し時間のある若い人たちの支援を、少しでも少なくするという理由のもとに、この制度発足されております。

私は、3月議会の中でも問題だらけの後期医療制度だということで、町長の姿勢を質したところでございます。詳しくは申しませんが、1つ短く少し紹介しますと、保険料の問題、医療の内容の問題、大きく分けると2つになると思います。そのときに75歳以上の人々を後期高齢者と決めつけて、医療費を抑えるために高齢者に冷たく、死ぬまで医療費を負担させるこの制度、また保険料は2年ごとに見直しをされて引き上げていく、このルールがきちりと敷かれていること、年金からの天引きや保険証の取り上げの仕組みがきちっとつくられていること、これらは非常に大きな問題であるということを申し上げました。また医療の内容につきましても、医療費は月1回の6,000円という定額制、またも包括払いという格好で表現されておりますけれど、この6,000円以内で納めなければならない医療の機関の関係でも、もっと検査もしなければならない状態になってもこの範囲でしか診れないという、大きな欠陥がございます。

また、入院患者には早く退院させるよう後期高齢者退院調整可算、また延命治療制限につながりかねない終末期の相談支援料、健康診断は努力目標になっております。75歳以上のこの後期高齢者の保険証を持っている方、これは健診では、もうあんまり健診しても効力がない、そういうことなのかということで、後期高齢者の方、非常に大きな怒りを持っております。こういう問題点を指摘したところでございますが、この制度4月1日に始まって15日には天引きされておりますが、これには大きな批判と問い合わせが町の窓口にも殺到し、今までなかったような苦情や問い合わせが殺到している。その後もいろんな問題点が浮上して広

がる一方の国民の怒りを前に、このつい最近、6月12日には政府与党が手直し、見直し方針を4点にわたって発表しております。

1つには、保険料の部分軽減、いわゆる9割軽減というものを新たにつくるんだ。

2つ目には、年金から保険料の天引き、これは一部選択制にするということでございます。

3つ目には、診療報酬、終末期相談支援料については、当面凍結をする。そのさきでは解冻もある得るといえることが見えると思います。

4つ目には、保険料軽減のための年収基準を世帯単位から個人単位へ変えるという、こういう目先を少し変えた、良くなるかのような見直し案でございます。これらの見直しによって、広域連合や市町村の窓口が混乱しているということも、新聞等でも報道されております。

いずれにいたしましても、2年ごとの見直しで際限なく保険料を値上げしていく、この仕組みを温存して保険料がどんどんつり上げられることには変わりはありません。この制度始まって以来、すぐこれだけの見直しをしなくてはならないこの医療制度、ですから、このような見直しをどんどんしなくてはならないような、この後期高齢者医療制度は欠陥制度でもあると言っても過言ではないと思います。

私は全面的に、この医療制度を中止・撤回すべきであろう。私の回りでも聞いているのは、お医者さん等にも聞きましたけれど、現在、全国では35都道府県の医師会もこの制度に対して、反対や陳情、慎重の対応、見直しなどの態度表明をなされております。お医者さんが高齢者の方の体を診察するのにも、非常に大きな制限が出てくるということを肌感じて、こういう制度そのものに反対とか、慎重意見、見直し意見を出しているのが実態です。

では、紀北町の町の中ではどうなのか。私もいろいろ後期高齢者、すでに保険証をいただいた方の意見も聞いておりますけれど、町民の皆さんの声といたしましては、私は聞いているのはほんの一部かと思います。しかし、この年額10万円上がったという人もおりますし、1万1,000円上がったという方も聞いております。当初言われていた8割方が安くなるんだという話でございますが、厚労省の公式見解でも低所得者には上げ率が随分多かったということが、あとで発表されております。

また、お医者さんにかかる人、この人たちにとってはすでに今までもらっていた薬が入ってないんだと、注射のほうも打っていただけなかった。これはこの制度に基づくものなのか、ちょっと定かではないですが、いずれにいたしましても、町民の方がこの医療制度に対しまして、わからないというのが本音かと思います。大多数かと思います。それはきっちりと老人健康保険料と、この今の制度との比べをしてない方が多いんだと私理解しておりますけれ

ど、これからもどんどんこういう矛盾が噴き出してくるものと想定しております。今の時点でできるだけ早く、この中止・撤回をして、財源も含めてゼロからこの見直していかなくては、この見直しというよりも、この後期高齢者医療制度を中止・撤廃して、国保の中でのこの国民皆保険の制度の中で、財源も含めて検討し直す、そういう姿勢が一番大事であろう。

これからこの後期高齢者に加わっていく私たちも含めてですね、若い人も支援料も随分負担も多いというような意見が出ておりますけれど、実際にはこの先不安というのは、高齢者の人を襲っている。しかも、低所得者と言われる人たち、過疎のこの紀北町の町の中で高齢者の一人住まい、二人で生活している人にとっては大きな心配、不安の中で生活されているのが実態でございますから、この案件については原案のとおり賛成するものでございます。

以上、皆様のご同意を得まして、この陳情採択されるよう、強くお願いを申し上げます。この場からの賛成討論に代えさせていただきます。

議長

ほかに原案に対し、賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

日程第11 請願第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方举手願います。

(少 数 挙 手)

議長

挙手少数です。

したがって、本案は不採択とすることに決定いたしました。

日程第12

議長

次に、日程第12 陳情第3号 公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情書を議題といたします。

これより討論を行います。

原案に対し、賛成討論をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

原案に対し、反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

日程第12 陳情第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方举手願います。

(挙 手 な し)

議長

举手される方なしでございます。

したがって、本案は不採択とすることに決定いたしました。

日程第13

議長

次に、日程第13 意見書案第2号 新たな過疎対策特別措置法の制定を求める意見書を議題といたします。

本件については、提案方法について、総務財政常任委員会で協議をお願いしたものであります。委員会での協議の結果、委員会で提案することに決定をいただいたものであります。

それでは、提案の趣旨説明を総務財政常任委員長 川端龍雄君。

総務財政常任委員長 川端龍雄議員

意見書案第2号について、提案の趣旨説明を申し上げます。

冒頭の委員長報告の中で、報告させていただきましたが、本案件は、三重県ふるさと振興協議会会長の柏木廣文氏から、議長あてに意見書の議決について依頼があり、議長から提出方法について総務財政常任委員会で協議をしていただきたいという、お願いがあったものであります。協議の結果、委員会でもって提案することに決定したものであります。

それでは、説明をさせていただきます。

意見書案第2号

平成20年6月20日提出

新たな過疎対策特別措置法の制定を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案の趣旨といたしましては、意見書案の最初に記載しているとおりであります。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施されたところであります。

全国的な人口減少と、高齢化が進む中、公共交通機関の廃止、医師不在、耕作放棄地の増加など、過疎地域の問題は極めて深刻な状況に直面しております。

このような状況の中、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成22年3月末をもって失効とされることとなります。我が町としてもこの特別措置法により、町の活性化のため、いろいろと事業の展開を図ってまいりました。過疎地域にとっては貴重な、しかも有利な財源となってきたものであります。厳しい財政状況において、現在の法がなくなることは、ますます厳しい財政状況に強いられることとなります。

よって、国においては引き続き総合的な過疎対策を充実・強化し、過疎地域の振興が図られるよう、新たな法律の制定を求める意見書を提出しようとするものであります。

意見書の主な内容であります、

- 1つ目は、現行指定地域の維持であります。
- 2つ目は、財政的支援の充実・強化
- 3つ目は、過疎債の拡充
- 4つ目は、集落の再生
- 5つ目は、防災（地震）対策

であります。それぞれ内容については記載のとおりであります。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、それから衆議院、参議院の議長あてということであります。

以上で、提案の趣旨説明とさせていただきます。

何とぞご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

北村博司君。

6 番 北村博司議員

過疎対策特別措置法の制定を求めるもの、趣旨については依存ないんですが、ちょっと中身を確認させていただきたいと思います。

4番の集落の再生というところですが、集落維持存続が脅かされている集落対策として云々ところある。いわゆる限界集落の問題であろうと思いますが、新たな地域組織への再編成というのが、どういう意味なのか。これは一部の学者専門家の中では、いわゆる限界集落はむしろそっくりもう少し近い、言わば利便性の高いところにそっくりそのまま移住することを考えるべきだという専門家が最近出てます。そういう意味なのか、新たな地域組織への再編成と、そっくりそのまま移せという意味を含んでいるのか、ちょっとこの内容が何かよくわかりませんので、ご説明いただきたいと思います。

それから5番目、防災（地震）対策の中に、近い将来発生が懸念される東海地震等とありますが、これは紀北町議会が議決するものですから、やはりこの地域に最大の被害をもたらすであろうと言われるのは、海溝型地震の東南海ですね、もちろん南海も、大体これ過去、現在歴史上わかっているだけでも、この一連の東海、東南海、南海は同日発生したり、極めて近接した時期で引き金になって、どっちかが引き金になるとどれかが起こると、昭和19年の東南海のとき、あのときは東海は発生しなかったですね、東海地震は。同じ海溝です、連続した部分ですが。

それだけに東海地震が一番危険度が高いわけですが、1つ起こると大体引き金で起こるといのが、ひずみを開放をするわけですから、この点について、これは東海地震等で処理するんじゃないに、やはりこれは東海、東南海、南海と3つとも入れるべきではないかと思えます。ここでこの短縮するというのは、などで等でまとめてしまう意味がないように思うん

ですがね、紀北町議会としては、明確にやっぱり記載すべきだと思います。修正のご意思があるかどうかですね。以上です。

議長

総務財政常任委員長。

総務財政常任委員長 川端龍雄議員

北村議員の質問にお答えします。

集落の再生ということのご質問ですが、やはりこの過疎、今の新たな過疎特別対策措置法のこの22年の3月末をもって、この時限立法が失効することになり、この集落の再生ということにおきましては、このやはり地域格差のまだその集落においては、過疎地域においてはやはり地域格差のかなり是正するという含めて、やはりこの集落を是正も含めて、この地域格差を是正し、またその再生をするという含みであると私は理解しております。

さきほどの5つ目の防災（地震）の東海、東南海、南海を含めるということは、それは私はそのそこへ修正する意思があります。そこへ入れる意思があります。修正というより追加ですね、今の。一部修正になります。そういうふうな意思があっても良いと思います。

以上です。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

その場合、修正の手続きはどうするんですか、ちょっとその辺のあれを、これは総務委員会、委員会提案やで休憩されますか、議長。

それでもう1点だけちょっと、これは私せっかく申し訳ないけども、新たな地域組織というのはどういうことを指しているのか、これがわかりません。これは議長会から下りてきたんですね、違うんですか。議長会か、町村会か、じゃないんか、ちょっと説明できる方説明してください。新たな地域組織への再編成というのは、統廃合するつもりなんか、私はさきほど、最近専門家が主張しておる限界集落は、もっとう集落そのものを引っ越したらどうだという議論も出ているんです。私はそれはどうかなと思いますが、現実にもそういう議論が出ているんです。災害の関係もあってですね、その辺の意味なのか、このちょっと具体的な説明をどなたかしてほしいんです。

議長

総務財政常任委員長。

総務財政常任委員長 川端龍雄議員

さきほどのね、やはり今、北村議員言うたように、また総務財政委員会の皆さんにも諮って、これ修正はまた考えます。そういうことで。

それと今、北村議員が言いましたのが、この人口減少の社会の中の都市から、やはり地方への移住とか交流推進しという、この今のこのさきほど配布させていただいたものじゃないか、と思うんですけども、さっき配布していただいたと思うんですけどもね、11ページ。

人口減少社会の中、都市から地方への移住、交流を推進し、過疎地域を活性化する仕組みづくりが必要であると、団塊世代の大量退職を背景に田舎暮らしなど、交流居住を求める都市住民に対応するため、居住滞在の場により低コストで確保することは大きな課題である。廃校や空地、空家など利用資源、活用を含め多様なニーズに対応した交流居住環境の整備を推進するための支援措置の充実、強化を図るといようなことではないかと思います。

えらいわかりにくいですけど、ご理解ください。

修正は少し時間をいただいて、委員会ですて即ご返事いたします。

議長、休憩よろしいですか。休憩お願いします。

議長

ほかに質疑のある方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

それでは調整のため、暫時休憩いたします。

(午前 11時 53分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

議長

それでは、総務財政常任委員会での協議の結果を報告お願いいたします。

川端総務財政常任委員長。

総務財政常任委員長 川端龍雄議員

午前中の北村議員の質疑においての、休憩中に、総務財政委員会を開催し、審議いたしました結果を報告します。

意見書案の5つ目ですが、皆様に配布していただいております訂正表のとおり、東海地震等というところを、東海地震、東南海・南海地震と訂正することに、全会一致で決定いたしました。審議のほどよろしくお願いいたします。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長

ただいま委員長から協議結果の報告を受けましたように、提案者である総務財政常任委員長からの意見書案第2号について、配布いたしましたとおり訂正の申し出がありました。

本件については、すでに本会議で議題となったものであり、議案の訂正に関しては会議規則第20条第1項の規定により、議会の許可が必要となります。

お諮りいたします。

ただいま総務財政常任委員長から申し出のあった意見書案の内容については、委員長申し出のとおり訂正することを許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしと認めます。

よって、意見書案の内容について、委員長申し出のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、引き続きまして討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第13 意見書案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長

これで本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る6月10日の開会以来、本日まで11日間にわたり、提案されました重要案件について、始終熱心に審議され、本日、ここにその全議案を議了し、無事に閉会の宣言ができますことは、議長として誠に喜びにたえません。議員各位のご協力に心より感謝申し上げます。

さて、「三位一体改革」の中でなされた地方交付税の削減は、財政力の弱い小規模町村に、より深刻な影響を及ぼし、基本的な住民福祉サービスの維持すら困難になっております。加えて町の基幹産業である農林水産業に至っては、就業者の高齢化や後継者不足等により、深刻の度合いを増すばかりであります。

こうした窮状を国に対し強く訴えるとともに、住民こそって明るい未来を展望できるような地域社会を実現させることこそ、我々議会議員に課せられた使命であると改めて決意をいたすところであります。

また、行政におかれましては、役場とは何のためにあるのか、職員は誰のためにいるのか、何をしなければいけないかを絶えず考えて忘れないよう、見失わないよう職務に専念してい

ただきたいと思います。改革にはスピードが肝心です。公務員の一番の問題点は、スピード感と費用対効果を考えることが重要であると言われております。改革には財政の削減のために、やらざるを得ない部分、つまり補助金や事業等の見直し、人件費の削減などといった余儀なき改革と、これから先やはり増やしていこうと、もっとこうしたほうが幸せになれると、そういう案件を積極的にやっていこうという、創造的改革とがあると思います。引き続きやらざるを得ないものは当然やっっていかなければなりません、これからは自分たちの創造工夫でもっと幸せになれるという事業を増やしていこうという思いで創造的改革をあげていくことが大切だと思います。

また、行財政改革を進めるうえで鍵となるのが、職員の意識改革であります。そのためには行政でしかできないこと、民間の方々と協力し合いながら行うこと、民間の方々に率先してやっていただくこと、この3つの仕事に分類し、皆で考えて一緒に取り組むという姿勢で臨んでいきたいと思っています。

いよいよ暑さ厳しき季節に向かいますおりから、議員はじめ、理事者各位、並びに町民の皆様方にはくれぐれも健康に留意されくださいますようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

ここで、奥山町長よりご挨拶がありますので、よろしく願い申し上げます。

奥山町長。

奥山始郎町長

6月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る6月10日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議いただき、提案いたしました2件の人事案件と、6議案につきましてご同意、並びにご可決をいただき、ありがとうございました。

町政にはあらゆる課題、問題点が山積しておりますが、平素から議員の皆様には熱心に紀北町のことをお考えいただき、今定例会におきましてもさまざまなお意見やご指摘をいただきありがとうございました。今後とも町民の皆様が住んでいて良かった。住み続けたいと感じられるようなまちづくりに向けて、全力を挙げて取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日はこのあと議員説明会の開催を要請させていただきました。6月定例会でお疲れのところ、誠に恐れ入りますが、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員各位のますますのご活躍とご健勝をお祈りするとともに、今後

ともより一層ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長

どうもご清聴ありがとうございました。

それでは、これにて平成20年6月紀北町議会定例会を閉会いたします。

どうも長い間、皆さんご苦勞さんでございました。

(午後 1時 07分)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 20年 9月 10日

紀北町議会議長 世古勝彦

紀北町議会議員 東 澄代

紀北町議会議員 松永征也